

みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動実施要領

(趣旨)

第1 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波により壊滅的な被害を被った本県の海岸防災林（国有財産地に存する海岸防災林を除く。以下同じ。）の再生に当たっては、次の各号を目標において、被災地における植樹等の森林づくり活動（以下「活動」という。）の実施を表明している地域住民や団体、企業等（以下「民間団体等」という。）の参加・協働を推進するものとする。

- (1) 次世代に継承される住民等の参加・協働による森林づくりの推進
- (2) 古くから地域住民等が親しみ維持してきた海岸防災林と地域社会との密接な関わりの再生
- (3) 潮害、飛砂、風害の防備等の災害防止機能を有し、背後の農地や居住地を災害から守る海岸防災林の再生に対する社会意識の醸成と高揚

(活動内容等)

第2 民間団体等の活動内容は、海岸防災林を確実に成林させるため、植栽木が活着し、雑草木に被圧される懸念がなくなるまでの一定の期間継続される森林づくり活動とする。

- 2 活動の対象とする森林（以下「活動対象森林」という。）は、県有防災林並びに活動に係る土地使用承諾が得られた市町有林及び私有林とする。
- 3 活動の実施に当たっては、県、市町及び民間団体等の3者で協定を締結するものとする。ただし、活動対象森林が県有防災林のみである場合は、県及び民間団体等の2者で協定を締結することができるものとする。
- 4 前項に定めるほか、公益社団法人宮城県緑化推進委員会（以下「県緑推」という。）からの申し出により、県及び県緑推の2者で協定を締結し、海岸防災林の再生に係る普及啓発及び森林づくり活動を行うことができるものとする。

(植栽及び保育の条件)

第3 民間団体等は、再生させる海岸防災林が十分な災害防止機能等を発揮できるよう、別記1に掲げる条件に従って植栽及び保育等を行うものとする。

(実施主体の資格要件)

第4 活動を実施する民間団体等（以下「実施主体」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 団体の目的、運営に関する規約を有すること。
- (2) 団体の意思を決定し、ボランティアによる自主的な森林整備活動を継続的に執行する体制、技術等を有していること。
- (3) 植栽、保育等この要領に基づく活動全般に関し、善良な管理を行う資質と体制を有していること。
- (4) 地震発生時等の緊急時に自力で速やかに避難できる体制を有すること。

- (5) 団体の目的が特定の者の利益に資するもの及び営利を目的としたものではないこと。
 - (6) 宮城県又は市町と現に係争関係にないこと。
 - (7) 暴力団又はその構成員の統制の下にある団体ではないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、第2第4項に定める協定に基づいて、県緑推が実施する森林づくり活動に参加する民間団体等については、前項第1号及び第2号に掲げる要件を満たすことを要しないものとする。

(役割)

第5 県、市町、県緑推及び実施主体の役割は別記2に掲げるとおりとする。

(実施主体の選定)

第6 実施主体の選定は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 民間団体等からの申し出を受けて、連携して活動を推進する市町からの協議
 - (2) 県の公募
 - (3) 第2第4項による協定に基づいて県緑推が行う募集
- 2 前項第1号により協議しようとする市町は、予め活動する区域を県と調整するとともに、第4に基づく資格要件並びに実施主体の有する技能及び活動内容等を確認の上、別記様式第1号により県に協議するものとする。
- 3 第1項第2号の公募にあたっては、県は、予め活動する区域等の公募内容について市町と調整の上、県のホームページ等にこれを掲載して実施主体を公募するものとする。
- 4 県は、前項の公募に対し活動希望申請があった場合、第4に基づく資格要件並びに実施主体の有する技能及び活動計画等を確認の上、意見を付して市町と協議するものとする。
- 5 県は、実施主体を決定したときは、その結果を市町及び実施主体に通知するものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、第1項第3号に定める募集に係る実施主体については、県緑推が決定するものとする。

(協定締結)

第7 第6第1項第1号及び第2号により選定された実施主体は、第2第3項に基づき、原則として次の各号に掲げる事項を内容とする協定を締結するものとする。

- (1) 協定の目的
- (2) 森林の名称、位置及び面積
- (3) 全体活動計画書の提出
- (4) 年間活動計画書の提出
- (5) 活動の着手
- (6) 活動実績の報告
- (7) 活動の実施
- (8) 安全確保等の措置
- (9) 経費の負担

- (10) 立木竹等の所有権等の権利
- (11) 標識等の設置
- (12) 法令等の遵守
- (13) 林野火災防止等の措置
- (14) 損害賠償
- (15) 活動実施箇所の適切な管理
- (16) 協定の破棄
- (17) 協定の有効期間
- (18) その他必要と認められる事項

2 前項の協定は、別記様式第2号により締結するものとする。

3 県と県緑推は、第2第4項に基づき、原則として次の各号に掲げる事項を内容とする協定を締結するものとする。

- (1) 協定の目的
- (2) 普及啓発活動に関する連携
- (3) 参画支援に関する役割分担
- (4) 全体活動計画書の提出
- (5) 活動の実施
- (6) 経費の負担
- (7) 活動実施場所の管理
- (8) 協定の破棄
- (9) 協定の有効期間
- (10) その他必要と認められる事項

4 前項の協定は、別記様式第3号により締結するものとする。

(協定の変更)

第8 実施主体は、協定の内容を変更する場合は、別記様式第4号により県に協定変更届を提出しなければならない。

2 県は、前項により協定変更届の提出があった場合には、その内容を調査し、意見を付して市町に協議するものとする。ただし、活動対象森林が県有防災林のみであり、県及び民間団体等の2者で協定を締結している場合は除く。

3 前項による協定の一部を変更する協定については、別記様式第5号により締結するものとする。

(協定の更新)

第9 実施主体は、協定有効期間満了後も活動を継続する場合は、別記様式第6号により県に協定更新届を提出しなければならない。

2 県は、前項により協定更新届の提出があった場合には、その内容を調査し、意見を付して市町に協議するものとする。ただし、活動対象森林が県有防災林のみであり、県及び民間団体の2者で協定している場合は除く。

- 3 前項による協定の更新が妥当と認められる場合は、県は協定の更新を市町及び実施主体に通知し、別記様式第5号により締結するものとする。

(協定の終了)

- 第10 実施主体は、協定期間満了後に協定の更新を行わない場合には満了日の1か月前までに、協定期間満了前に協定の解消を行う場合には解消日の1か月前までに、別記様式第7号により県に協定終了届を提出しなければならない。
- 2 県は、前項により協定終了届の提出があった場合には、その内容を調査し、意見を付して市町に協議するものとする。ただし、活動対象森林が県有防災林のみであり、県及び民間団体の2者で協定している場合は除く。
- 3 前項による協定の終了が妥当と認められる場合は、県は協定の終了又は解消を市町及び実施主体に通知する。

(活動の実施)

- 第11 県、市町、県緑推及び実施主体は、第7に基づく協定内容を遵守し、相互の連携、協力のもと、適切な連絡調整を図りながら活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 2 県、市町及び県緑推は、活動対象森林における活動が法令等により制限されている場合、当該法令等の規定を実施主体に遵守させることとする。

(施設の設置等)

- 第12 県及び市町は、実施主体の活動の実施に当たり、資材置き場等の施設が必要な場合、当該施設が仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質の変更が軽微なものであるときは、その設置を認めることができるものとする。
- 2 実施主体は、前項の施設を設置しようとする場合、協定に基づく活動計画書に予め記載するとともに、設置時期等詳細について別途県及び市町と調整を図らなければならない。
- 3 協定を終了する際、施設等は撤去することを基本とするが、標識等については下記の条件を全て満たした場合は残置を認めることとする。残置を希望する場合は、別記様式第4号又は別記様式第7号により申し出ることとする。
 - (1) 土地所有者の了解を得ること。
 - (2) 標識等が施業履歴（植栽年度等）を記録するものであること。
 - (3) 協定終了後は標識等を県へ譲渡すること。
 - (4) 海岸防災林の保育管理上支障となった場合は、予告なく県で標識等を撤去することに同意すること。

(立木竹等の所有権等の権利)

- 第13 実施主体は、活動対象森林における立木竹等についての所有権のほか、植栽、保育等の作業により生ずる一切の権利を有しないものとする。

(活動支援)

第14 県及び市町は、活動が円滑に実施されるよう、以下の各号について実施主体を支援するよう努めるものとする。

- (1) 活動開始にあたっての現地案内及び説明
- (2) 活動計画策定にあたっての助言
- (3) 活動に関する情報提供
- (4) 活動実施にあたっての技術的指導等
- (5) その他必要な情報提供等

(技術的指導)

第15 県(森林整備課又は当該活動実施箇所を管轄する地方振興事務所)の林業技術職員は、実施主体に対して、海岸防災林に求められる災害防止機能等が損なわれないよう、必要な指導を行うものとする。

(活動箇所の維持管理等)

第16 活動による植栽、保育等に係る点検は県が行う。

2 協定の有効期間内において、実施主体が継続して活動を実施することが困難となった場合又は実施主体では実施困難と認められる作業が生じた場合、活動対象森林の維持管理等については、原則として県が行うものとする。

(情報発信等の広報活動)

第17 県及び市町は、実施主体の活動計画及び実績をとりまとめ、個人情報の取扱いに十分注意し、インターネット等により積極的に情報を発信し、広報宣伝に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月7日から施行する。

(実施要領別記1) 第3 関係

植栽及び保育の条件

1 目標林型について

森林の防災機能を高度に発揮するため、将来的に根系及び樹冠が発達して十分な樹高をもち、飛砂、潮風、寒風、病虫等の害に十分耐えうる森林とすることを目標とする。

2 植栽樹種について

区分	植栽樹種
海岸部	・ 針葉樹とし、クロマツ又はアカマツとする。
内陸部	・ 針葉樹の場合、クロマツ又はアカマツとする。 ・ 広葉樹の場合、コナラ、ヤマザクラ、ケヤキ、クリ等を中心に列状又は塊状に混植とする。

3 苗木について

区分	内容
針葉樹	・ マツ類については、治山事業で使用する苗木の規格、品質に準じたクロマツ又はアカマツとする。 なお、苗木の供給体制等を考慮し、本県の精英樹クロマツ又は精英樹アカマツ、被災後の海岸防災林に発生した実生苗も積極的に活用するものとするほか、通常のクロマツ又はアカマツを使用する場合は、予め植栽箇所を被害防除のしやすい箇所等に調整するものとする。 (参考) 治山事業で使用する苗木の規格、品質 ・ 林業種苗法に適合する苗木であること。 ・ 林業種苗法に定められた生産事業者から調達した苗木であること。 ・ 抵抗性クロマツ (又は抵抗性アカマツ) 採種園産の種子から育てた苗木であること。 ・ 健全に育成された1～2年生の苗で、苗長20cm以上、根元径4mm以上であること。
広葉樹	・ できるだけ地元産の種子から生産された、宮城県内海岸部に自然分布する上記(2)に掲げた樹種の苗木とする。 ・ 実施主体が遠隔地から入手する場合には、予め任意様式により産地が分かる書面を提出されたものであること。

4 植栽時期について

海岸防災林としての機能確保の観点から、当年度の適期に植栽を実施するものとする。また、活動面積が1ヘクタールを越える場合は、複数年にわたる計画的な植栽計画も可能とするが、この場合であっても、なるべく早期に植栽を終了するものとする。

5 植栽密度について

区分	植栽密度
針葉樹	・ マツ類にあつては、1ヘクタールあたり5,000本以上
広葉樹	・ 1ヘクタールあたり3,000本以上

6 植栽後の保育について

植栽後5～10年程度で成林が見込める本数密度が確保されることが求められるので、必要な場合は植栽翌年以降、改植、補植等を行うものとする。

また、下刈については、植栽木が雑草木等より高くなり、被圧される懸念がなくなるまでの期間、状況に応じて年1～2回実施するものとする。

7 本数調整伐について

(1) 実施計画

本数調整伐を実施しようとする場合は、あらかじめ協定書第4に基づく年間活動計画書に伐採計画を記載の上、提出するものとする（伐採計画に伴う全体計画書の変更は不要）

(2) 県との現地調査

上記(1)の計画書提出後、伐採に着手する1か月前までに県と現地調査を行い、伐採の適否を確認するものとする。

(実施要領別記2) 第5 関係

協定締結者の役割

区分		役割	備考
協定締結	実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 海岸防災林の再生に向けた植栽等の活動 海岸防災林の役割の理解 森林造成を通じた防災意識の高揚 	
	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> 海岸防災林の役割や森林造成を通じた防災意識の醸成 実施主体の活動実施箇所の選定、提供 (県有林及び私有林。私有林の場合は土地使用者承諾を取得したものに限る。) 実施主体が行う活動に対する技術的指導 活動実施箇所の点検 必要に応じ、活動継続困難箇所または実施困難作業等の管理 活動計画及び実績等の情報発信、広報宣伝 	
	市町	<ul style="list-style-type: none"> 実施主体の活動実施箇所の選定、提供 (市町有林又は私有林。私有林の場合は土地使用者承諾を取得したものに限る。) 実施主体と連携した活動の推進 県と連携した各種業務 	
	国(林野庁)	<ul style="list-style-type: none"> 実施主体の活動実施可能箇所の情報提供(民直箇所) 	

※ 実施要領第2の3のただし書きに基づく協定の場合、上表の市町を削除したものと見なす。

(参考) 活動の流れ

行 動	対 象	内 容
1. 活動実施可能箇所の選定	国、県、市	<ul style="list-style-type: none"> 植生基盤造成が終了した箇所から選定 活動実施可能箇所の区分
2. 活動実施に関する県への協議 (実施要領第6(1)の場合) 活動実施者の公募等 (実施要領第6(2)の場合)	市町 県	<ul style="list-style-type: none"> 市町と民間団体等との連携検討 ホームページ等に掲載
3. 活動実施者(実施主体)の決定	県、市町	<ul style="list-style-type: none"> 提出された申請書により審査、決定 審査に際して県は市町に意見聴取
4. 協定締結	実施主体、 県、市町	<ul style="list-style-type: none"> 協定締結
5. 活動計画の提出	実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 全体及び年間計画書の作成、提出
6. 活動着手	実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 活動着手
7. 活動実施と技術的指導等支援	実施主体 県、市町	<ul style="list-style-type: none"> 実施主体の活動(植栽等活動) 県は林業技術を指導(県)
8. 活動終了	実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 植栽等終了 協定に沿った活動か否かの確認
9. 情報発信・広報宣伝	県、市町	<ul style="list-style-type: none"> 活動計画及び実績を発信
10. 活動(協定期間)終了後の管理	県、市町	<ul style="list-style-type: none"> 原則として森林所有者が管理

(実施要領別記3) 第12関係

協定地に設置する標識等の取扱い

1 規格について

標識及び標柱等の規格	<ul style="list-style-type: none">・ 標識のサイズ：B1判（728mm×1,030mm）以下・ 標柱のサイズ：角柱（120mm角）、円柱（直径150mm）以下・ 高さ：地上から1.6m以下 （現地に設置している防風柵の高さ程度）
標識・標柱の設置数	<ul style="list-style-type: none">・ 1団体につき原則1基（本）まで （1ヘクタールを超える場合は3基（本）まで）
デザイン及び文面等	<ul style="list-style-type: none">・ 標識及び標柱には、活動場所の名称及び協定者名並びに「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動」による森林づくり活動箇所である旨を明示すること・ 協定地の施業履歴（植栽年度等）を記載すること・ 当該箇所は、被災地であることに鑑み、華美なもの、公序良俗に反するもの、その他宮城県が不相当と認めるものは避けること・ 環境に配慮するため、木質系のものを活用すること

※標識類の設置を希望する場合は、設置計画（サイズ、文面、設置位置等）を全体計画書に添付すること

2 管理について

区分	取扱い	
① 協定継続期間中	<ul style="list-style-type: none">・ 標識等は設置者が管理する。	
② 協定終了	撤去	<ul style="list-style-type: none">・ 標識等は設置者が撤去する。・ 撤去後は、県が現地を確認する。
	残置	<ul style="list-style-type: none">・ 標識等は協定地の施業履歴（植栽年度等）を表示した上で県へ譲渡する。・ 海岸防災林の保育管理上支障となった場合は、予告なく県で標識等を撤去する場合がある。